

肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について（お知らせ）

予防接種法に基づく定期予防接種として、肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。肺炎球菌ワクチン予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありませんが、個人の発病・重症化防止目的のために、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行なうものです。

この通知や同封いたしました説明書（接種上の注意事項など）をお読みいただき、希望される方は、裏面の指定医療機関にお申し込みください。

対象となる方は、定期予防接種のため、申請手続きは必要なく、同封の予診票を記入し、指定医療機関で受けることができます。

記

対 象 者	町に住民登録があり、下記に該当する方で、 ・今回初めて肺炎球菌ワクチン予防接種を接種する方 ・65歳となる方 ※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、定期予防接種の対象外です。
実 施 期 間	定期接種として、接種日現在で65歳の方
接 種 回 数	1回 （※定期接種は生涯で1回のみ接種可能です。）
接種医療機関	裏面の指定医療機関の中から希望する医療機関に予約をしてください。
接 種 料 金	自己負担金 <u>4,000円</u> （1回のみ）※ただし、次の方は無料になります。 生活保護法による被保護世帯に属する方で自己負担金免除を希望する方 （事前に申請してください。確認後、「小山町保健事業徴収金免除可否決定書を送付します。）
持 ち 物	①肺炎球菌ワクチン予防接種希望書兼予診票 （同封した紫色用紙に必要事項を御記入し、御持参ください。） ②健康手帳（お持ちでない方は、健康福祉会館・各支所で配布します。） ③お薬手帳 ④マイナ保険証または資格確認書（住所確認のために、御持参ください。） ⑤案内通知と説明書
注 意 事 項	☆本人の接種希望が確認できない場合は、予防接種法に基づいた予防接種を行うことができないことがあります。本人が入院・入所している場合は、予防接種について医療機関・施設へ御確認ください。 ☆裏面の指定医療機関以外で、 <u>公費による予防接種を希望される場合は、接種する1週間前には、必ず御連絡ください。</u> <u>接種するために、依頼書が必要となります。</u>

小山町肺炎球菌予防接種指定医療機関

指定医療機関

	医療機関名	電話	住所	予約の要・不要
小山町	こうえい痛みのクリニック	76-7777	小山町竹之下1312-3	要
	須走ファミリークリニック	98-4899	小山町須走206	要
	なかがわ医院	76-6000	小山町菅沼662	要
	南寿堂医院	76-0088	小山町藤曲54-115	要
	富士小山病院	78-1200	小山町用沢437-1	要
御殿場市	阿部ひ尿器科	84-0012	御殿場市山尾田127-1	要
	荒井駅前クリニック	83-1345	御殿場市新橋1936-29	要
	岩瀬内科医院	80-5500	御殿場市茱萸沢745-1	要
	お八幡医院	82-0343	御殿場市北久原617	要
	かみお呼吸器クリニック	82-3700	御殿場市萩原1142-33	要
	上町医院	82-0395	御殿場市御殿場24-1	要
	神山復生病院	87-0004	御殿場市神山109	要
	御殿場石川病院	83-2424	御殿場市深沢1285-2	要
	御殿場かいせい病院	87-3737	御殿場市大坂57-8	要
	斉藤医院	87-0047	御殿場市中山540	要
	齋藤耳鼻咽喉科医院	84-1234	御殿場市新橋670-15	要
	すずき整形外科クリニック	84-5050	御殿場市御殿場372-2	要
	東部病院	89-8000	御殿場市茱萸沢1180-2	不要
	時之栖・神山クリニック	86-0800	御殿場市神山1913-229	要
	富井医院	84-3322	御殿場市竜708-1	要
	なおメディカルクリニック	70-5570	御殿場市萩原460-1	要
	ばんクリニック	70-9336	御殿場市川島田1561-2	要
	東富士病院	82-6000	御殿場市御殿場433-1	要
	東山クリニック	82-1000	御殿場市東田中1431-15	要
	ひまわり呼吸器科	87-8288	御殿場市富士見原1-1-3	要
	ファミリークリニック たうち小児科医院	81-5566	御殿場市東田中2017-3	不要
	フジ虎ノ門整形外科病院	89-7872	御殿場市川島田1067-1	要
	富士病院	83-3333	御殿場市新橋1784	不要
	松尾クリニック	81-5050	御殿場市新橋1912-6	要
	安田内科小児科医院	84-3838	御殿場市東田中2-13-15	要
	やましたクリニック	87-8150	御殿場市神山1171-1	要
	渡辺整形外科内科医院	89-6722	御殿場市川島田1420-2	要

高齢者用肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書

肺炎球菌感染症の概要

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

接種の対象者

以下に該当する方が対象です。

- ① 65歳の方
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

使用するワクチンと接種方法、そのスケジュール

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を用いて、1回筋肉内に接種します。

接種できない方、接種に注意が必要な方

ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、また予防接種を行うことが不適当な状態にある方等は接種できません。

また、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方、過去に痙攣をおこしたことがある方、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方、血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方は接種に注意が必要です。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の効果

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣（熱性痙攣含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*（59.6%）、筋肉痛（38.2%）、疲労（30.3%）
10%以上	頭痛（21.7%）、関節痛（11.6%）
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。

当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

問い合わせ：小山町健康増進課 電話 7 6 - 6 6 6 8